

第2号様式（第3条関係）

情 報 公 開 決 定 通 知 書

桑 第 号
年 月 日

様

（実施機関の長）

令和 年 月 日付けで請求のありました公文書について、公開することに決定しましたので通知します。

公文書の件名	
公開方法の区分	
情報公開の日時	年 月 日 時
情報公開の場所	桑折町役場 課
主 管 課	課 2024-582-
情報公開担当課	課 2024-582-
備 考	

注1：公文書の公開を受ける際には、この通知書を情報公開担当課に提示してください。

2：指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を情報公開担当課に電話等で連絡してください。

第3号様式（第3条関係）

情 報 部 分 公 開 決 定 通 知 書

桑 第 号

年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました公文書について、次のとおり一部を除いて公開することに決定しましたので通知します。

公 文 書 の 件 名	
公 開 方 法 の 区 分	
情 報 公 開 の 日 時	年 月 日 時
情 報 公 開 の 場 所	桑折町
一部について情報公開をしない理由	桑折町情報公開条例第7条第 号該当
一部について情報公開をしない理由がなくなる期日	年 月 日
主 管 課	課 2024-582-
情 報 公 開 担 当 課	課 2024-582-
備 考	

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、実施機関に対して審査請求ができます。

- 注 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を情報公開担当課に提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を情報公開担当課に電話等で連絡してください。
- 3 「一部について情報公開をしない理由がなくなる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示できる場合に限り記載しております。公開を希望する場合はその期日以後に改めて請求してください。

第4号様式（第3条関係）

情 報 非 公 開 決 定 通 知 書

桑 第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました公文書について、次のとおり公開しないことに決定しましたので通知します。

公 文 書 の 件 名	
情報公開をしない理由	桑折町情報公開条例第7条第 号該当
情報公開をしない理由がなくなる期日	年 月 日
主 管 課	課 024-582-
情 報 公 開 担 当 課	課 024-582-
備 考	

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、実施機関に対して審査請求ができます。

注 「情報公開をしない理由がなくなる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示できる場合に限り記載しております。公開を希望する場合はその期日以後に改めて請求してください。

第5号様式（第3条関係）

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

桑 第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました公文書については、桑折町情報公開条例第11条の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないことを決定しましたので通知します。

公 文 書 の 件 名	
公文書の存否を明らかにしない理由	
主 管 課	課 024-582-
情 報 公 開 担 当 課	課 024-582-
備 考	

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、実施機関に対して審査請求することができます。

第6号様式（第3条関係）

情 報 不 存 在 決 定 通 知 書

桑 第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のありました公文書については、桑折町情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり公文書の不存在を決定しましたので通知します。

公 文 書 の 件 名	
公文書が存在しない理由	
主 管 課	課 024-582-
情 報 公 開 担 当 課	課 024-582-
備 考	

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、実施機関に対して審査請求することができます。